

## 【事業所向け留意事項】

### ○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表の届出について

令和8年報酬改定に伴う新たな加算の追加について、事業所は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を保険者に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、事業所は保険者が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

#### 1. 届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

#### 2. 提出の期限等

令和8年報酬改定に係る届出は、提出期限までに確実に保険者に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

### ○総合事業サービスコードの変更に伴う総合事業費請求について

令和8年報酬改定により、各保険者において介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードが変更される場合があるため、令和8年6月サービス分の事業費請求にあたって、変更されたサービスコードに対応し請求を行うこと。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和8年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A2：訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」  「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 を 「7：加算Ⅰイ」 「8：加算Ⅱイ」 に変更し  「S：加算Ⅰ口」 「T：加算Ⅱ口」  を追加	「S：加算Ⅰ口」「T：加算Ⅱ口」 に該当する場合は、新たな加算の 届出が必要となる。  既存届出内容が「7：加算Ⅰ」で、 新たな届出がない場合は「7：加算 Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が 「8：加算Ⅱ」で、新たな届出がな い場合は「8：加算Ⅱイ」とみなす。  （注）基本的に届出を行うよう指 導する点に留意が必要。
2	A6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算（利用定員 19人以上）」 に名称変更し  「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 を 「7：加算Ⅰイ」 「8：加算Ⅱイ」 に変更し  「S加算Ⅰ口」 「T加算Ⅱ口」  を追加	「S：加算Ⅰ口」「T：加算Ⅱ口」 に該当する場合は、新たな加算の 届出が必要となる。  既存届出内容が「7：加算Ⅰ」で、 新たな届出がない場合は「7：加算 Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が 「8：加算Ⅱ」で、新たな届出がな い場合は「8：加算Ⅱイ」とみなす。  既存届出内容が「7：加算Ⅰ」「8： 加算Ⅱ」で、要件の見直しにより 「介護職員等処遇等改善加算（1 9人未満）」となる場合は、新たな 加算の届出が必要となる。  （注）要件の見直しを踏まえ、新し い要件に即して届出を行うよう留 意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	A 6 : 通所型サービス (独自)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算 (利用定員 19 人未満)」</p> <p>「1 : なし」 「7 : 加算Ⅰイ」 「S : 加算Ⅰロ」 「8 : 加算Ⅱイ」 「T : 加算Ⅱロ」 「9 : 加算Ⅲ」 「A : 加算Ⅳ」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>
4	A F : 介護予防ケアマネジメント	<p>「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p> <p>「LIFE への登録」欄に</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。</p>